

令和2年8月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年8月教育委員会定例会議

日 時 令和2年8月27日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	成 澤 明 子
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長 兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
学校教育専門指導員	阿 部 毅
青少年教育相談員	門 脇 宏
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
教育総務課主事	青 山 裕 也

傍 聴 者 なし

議事日程

- ・ 令和2年7月教育委員会定例会議事録の承認
- ・ 令和2年7月教育委員会臨時会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 15 号 令和 2 年度美里町議会 8 月会議について

第 4 報告第 16 号 基礎学力向上等について

第 5 報告第 17 号 区域外就学について

第 6 報告第 18 号 いじめ・不登校対策及び生徒指導（7 月分）について

・ 審議事項

第 7 議案第 11 号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について

第 8 議案第 12 号 美里町教育委員会評価委員会委員の変更について

・ 協議事項

第 9 令和 2 年度美里町議会 9 月会議について

第 10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第 11 学校給食への地域食材活用について

第 12 団体からの質問について

・ その他

例規の全体的な見直しについて

「美里町立幼稚園園則（平成 18 年教育委員会規則第 17 号）」の改正について（概要説明）

行事予定等について

令和 2 年 9 月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- ・ 令和2年7月教育委員会定例会議事録の承認
- ・ 令和2年7月教育委員会臨時会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第15号 令和2年度美里町議会8月会議について

第 4 報告第16号 基礎学力向上等について

- ・ 審議事項

第 7 議案第11号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について

第 8 議案第12号 美里町教育委員会評価委員会委員の変更について

- ・ 協議事項

第 9 令和2年度美里町議会9月会議について

第10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第11 学校給食への地域食材活用について

第12 団体からの質問について

- ・ その他

例規の全体的な見直しについて

「美里町立幼稚園園則（平成18年教育委員会規則第17号）」の改正について（概要説明）

行事予定等について

令和2年9月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 5 報告第17号 区域外就学について【秘密会】

第 6 報告第18号 いじめ・不登校対策及び生徒指導（7月分）について【秘密会】

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。大変暑いところ会議に参加くださりまして本当にありがとうございます。

連日30度超えの気候でございます。学校のほうについても昨年設置いたしましたエアコンのおかげで、子供たちも少し空気がいいところで、換気をしながらでございますけれども、学習しているということでございます。

夏休みを短縮させていただきまして、8月20日から小中学校、2学期も授業実施ということになってございます。元気に登校しているようでございます。

お盆の帰省が少なかったと言われておりますが、どうも他県のナンバーは随分見たなというふうな思いでございます。

全国で感染者がまだ止まっていないという状況下でありますので、今後も注意が必要だと思っております。

今年度、全国学力・学習状況調査が中止となってしまいましたが、今朝テレビを見ていましたら、文部科学省の専門家会議の中で、令和3年度のテストの在り方をICTのパソコンを使ってやるという部分も試験していくというふうなことを報告がございました。今、教育委員会のほうには何ら通知はないわけでございますけれども、そのテストの在り方というのも変わってくるのかなというところでございます。

今日は案件も多いわけでございますけれども、どうぞ本日の会議よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年8月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長兼教育総務課長、それから、教育総務課課長補佐、教育総務課主事、それから、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議を行います。

まず、令和2年7月に行いました定例会と臨時会の議事録の承認でございます。この件につきまして、青山主事説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） 令和2年7月教育委員会定例会及び臨時会の承認についてでございます。既に委員の皆様へ臨時会と定例会の議事録案を配布しております。その後、各委員より修正事項をお預かりしております。その点につきましては、本日時点で既に調整は済んでおります。そういった状況でございますので、そこを踏まえた上で、ご承認頂けますよう宜し

くお願いします。以上でございます。

○教育長（大友義孝） いただきました修正箇所の方については、本日修正済みであるということでございます。準備を整えまして、署名をいただきながら開示していくということになりますが、ご承認いただけますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、2か件の議事録については承認をいただきました。ありがとうございます。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について行います。

議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定により教育長が指名いたします。1番後藤委員、2番成澤委員にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） では、報告事項に入ります。

日程第2教育長報告でございます。

資料のほうについては、お手元にお届けしたとおりでございます。若干補足しながら報告をさせていただきますと思います。

主な報告事項といたしまして、8点ほど載せているわけでございますけれども、ここにありますように、研修関係については後ほど具体的な部分は専門指導員のほうからあります。

それから、2つ目で、美里町議会の全員協議会が8月19日に行いました。新型コロナウイルス感染症対策についての取組についての報告でございました。本日、研修をすることにしております8月6日付の文部科学省から発出されました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのがあります。これバージョン3というふうになってございますけれども、お手元のほうに配付されていますでしょうか。

中を見るとカラーで少し書かれてある、一番後ろがこういうふうになってございます。

こちらのほうはバージョン3ということで、前半のほうにページを、1ページ、2ページ、3ページ目辺りに主な改定箇所ということで、抜粋されて4点ほど列記されております。こういったところが改定されているということでございますので、ご承知おきいただければと思います。

これは学校現場に合わせていろいろと今までの実情を把握した中での改定のようにございます。これに基づいて学校では対応していくということでございますので、ご承知おきいただければと思います。

続いて、校長試験、教頭試験、それから主幹教諭候補者選考の試験につきましては、筆記試験については終わっております。面接試験についてはこれからということになります。

4つ目は、美里町議会8月会議が8月7日に行われました。後ほど教育次長から報告があります。

ここで(8)番目ですね、宮城県市町村教育委員会協議会教育長部会がありますが、来年度の教職員の人事等に関する要望書ということで、今のところは案で、若干修正をする予定というふうになっておりますが、右下のほうに美教委4ページという意味でつけているものがあります。こちらのほうを開いていただきますと、人事に関する要望書としてありますので、お金の面については余り触れられない部分がありますが、大きく4点、1つ目は、定数の改善、2つ目が学級編成基準の見直し、これは、今のところ小学校1年生、2年生、中学校1年生が35人で編成されておりますが、そうじゃなくて、35人学級を全部の学年を通じて行ってほしいというふうな要望です。それから、3つ目が教育環境の一層の充実、4つ目が新型コロナウイルス感染症の対策ということでございます。これは、市町村教育委員会協議会の教育長部会としての要望書でございますが、そのほかに教育委員会協議会といたしましては、予算に関わる部分、ICT教育の1人1台タブレット、GIGAスクール構想の中で本町でも予算をいただき、開始することになりますが、いずれにしても5年後にはまた同じ金額が発生したり、今度は自宅に持ち帰ってリモート学習をするということになれば、通信費がかかってくる、そういった部分については、今のところ何の明示もされていないので、それらを国に強く呼びかけていただきたい、そういった要望もこれから準備していくということでございます。この部分につきましては、教育長部会のほうで進めていくことになりますが、私も部会の中の一員として会議に参加させていただいておりますので、ここでご報告をさせていただきたいと思っております。

この8番目まで、(8)まで書いたわけですが、その後に3つほど、告示した後の部分でございましたので書けなかったので申し訳ございませんが、口頭のみでお伝えさせていただきたいと思います。

(9)番目としましては、大崎広域の行政事務組合の教育委員会が8月25日にありました。教育委員会そのものについての構成は、7月の教育委員会と同じでございまして、教育長と委員4名で構成しております。その中で、委員2人が退任ということになりました。お一方は、色麻町教育委員会から選出されております高森委員が9月末付で退任、4年間の在任であったということです。それから、加美町の田中美知子委員であります。8月25日教育委員会が開いたその日をもって退任ということでございます。長くお勤めいただきまして、11年と5か月間在任していただいたということでございまして、今、広域行政組合の組合表彰を予定しているということでございます。本当に長い間尽力していただきました。ありがとうございました。

それから、報告事項といたしまして、これまでの事業経過報告と今後の予定が示されてございますが、やはりコロナウイルス感染症予防の観点から事業を中止したり、館の中を半分にして行ったりということで、実績は減っております。今後は注意しながらも、3密を守って、退けてですね、実行していくということでございます。

(10)番目といたしましては、北部管内の教育長連絡会がございました。これも8月25日にございました。この中で、主だったものだけお話をさせていただきます。

1つ目は、教職員の採用試験です。既に一次試験が終わりまして、発表もされたところでございます。今後、二次試験ということになるんですが、二次試験は9月の上旬行うということでございます。小・中・高を見ますと、出願者が1,904人でした。実際受験された方が1,645人、そのうち合格された方が1,148人です。1,148人の方と今後面接を実施していくということになります。小学校、中学校だけの部分をお話申し上げますと、小学校では、受験者が454人です。合格者が454人です。全員合格。ただ二次試験でどうなるかということですね。それから、中学校、受験者は338人、合格者は232人でございます。中学校の場合ですと、教科単位の採用ということになりますので、若干バランスが違うところもありますけれども、ただ、ここでちょっと残念なのは、技術科の出願者が1人だけなんです、県内。この辺をやっぱり補充という考えをしていかないと、なかなか学校への配置という難しくなってきた。そういった内容とのことでございます。

以上、採用試験の関係です。

それから、昇任試験の部分については、（３）番目で申し上げたとおりです。

それから、本格的な教職員の人事異動にこれから入ってまいります。個人調書等もこれから提出していただくこととなりますので、９月、１０月、１１月は少しハードな事業展開になるというふうに思っておるところでございます。

それから、最後に（１１）番目で美里町町立学校の小学校の部分であります。調理員１名、人事異動が前期に行うこととさせていただきます。既に本人には内示をしたところがございます。そういうことで、年度途中ではありましたが、いろいろ事情もありまして、９月１日人事異動することといたしましたので、この場でご報告をさせていただきたいと思っております。

少し長くなりましたが、以上が教育長報告でございます。

何か委員の皆さんから質問はございますか。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） ４ページ目の教職員人事等に関する要望書(案)という部分、これずっと書いてあるところ、僕は現状がどうなっているのか分からないので、あと今日でなくてよろしいので、後で簡単に説明していただければありがたいと思っておりますので、年度当初の欠員解消及び講師不足の解消というのは、現状、どうなっているのか。

それから、英語専科教員の無条件配置というのは、現在どのような配置をされているのか、そういうところがずっと分からないので、よろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） 分かりました。後ほどそれは委員の皆さんに報告したいと思います。どうぞ、成澤委員。

○委員（成澤明子） 後藤委員と同じですけれども、この要望書どおりに実現したら、物すごく学校の運営は良い方向に進むんじゃないかと思うんですけれども、この要望書の回答というのは、出てくるんでしょうか。

○教育長（大友義孝） 今のところ、この要望書はもう少し手直しが必要ですが、１０月の２８日に教育長部会のメンバー１０人です、県内の部会員が１０人です。教育長その他を代表させていただきますまして、県庁に赴きます。その際に県の教育長初め担当課長全員そろった中で、回答をその場で頂くという段取りです。その回答を頂いた暁には、各教育委員会に報告するという段取りをさせていただきます。なかなか可能性として難しいものもあろうかと思っておりますけれども、やはり要求を続けていくことが、県教委としての文部科学省への要望にもつながるといってもございますので、そういった段取りで進めているところでもあります。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

その他ございませんでしょうか。

では、無いようでございますので、以上をもって教育長報告とさせていただきたいと思いを
す。

日程 第3 報告第15号 令和2年度美里町議会8月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3に移ります。

日程第3、報告第15号 令和2年度美里町議会8月会議について報告をいただきます。

では、教育次長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆様、大変お疲れさまでござ
います。

それでは、私のほうから8月に開催されました美里町議会8月会議の内容についてご説明を
させていただきます。座って説明させていただきます。

内容につきましては、これまでご協議いただいてきたGIGAスクール構想に関わる部分で
ございまして、まずは学校の教育環境を整えるということと、あと1人1台端末を配るとい
うようなところでございまして、これに関する予算を計上するというようなところで、議案と
して上げまして、可決をいただいたということでございます。

まず、小学校につきましては、総額で約1億2,000万円程度、中学校につきましては約
6,000万円というようなところの予算を取得しているというようなところでございます。

それで、可決はいただいたのですが、その際にいろいろとご質問を頂いてございます。6名
の議員からいただいております、その内容をちょっとお話したいと思います。

まず、手島議員から、教育委員会におけるGIGAスクール構想の検討経緯ということで、
教育委員会でどのような検討を行ったのかということでご質問を頂いてございます。

2つ目としましては、これまでのパソコンを活用した授業、各学校に40台というところ
があるんですけども、それとの関連はどうかというようなこと。

3つ目が、タブレット端末の保証期間はどれぐらいだと、あとそのパッケージ内容はど
うのものかというようなところで質問いただいております。

あと鈴木議員から、1つは、予算の中で手数料ということ、この内容は何であるかとい
うことで、手数料というのは初期導入のときの手数料ということ、説明をさせていただ
いてございます。

2つ目が、委託料のネットワークの内容ということで、これは高速ネットワークの環境を整備するに当たって、どのような内容で整備するのかということで、細かい部分につきましてご説明をしてきたというところでございます。

あと、山岸議員からは、タブレット端末の内訳、これは例えば児童用なのか、先生用なのか、そういう部分ですね、その内訳について聞かれております。予備もございますので、その数値を資料に基づいてご説明をさせていただいております。

あと、山岸議員から2つ目が、端末を児童生徒がすぐ使いこなせるのかというふうな話をいただいております、やはり小さい子供からいろいろ年代が違いますので、それについては今後対応できるように進めて参るというようなお話をしております。

あと佐野議員から、これまでの授業に対し、今後の授業がどう変わっていくのかと、このICTを活用してどのように変わっていくのかというようなご質問をいただいております。

2つ目といたしましては、家庭でのオンライン授業等への対応はということで質問いただいております、これも整備に合わせてしっかりと対応してまいりたいというお話をしております。

あと3つ目といたしましては、令和6年、新中学校との関連の整備はということで話がございまして、新中学校にその機器を使っていくのかというお話をいただいておりますけれども、やはりずっと授業は続きますので、それは移行するまで、ぎりぎりまでそれぞれの学校で使うということになりますので、そのまま学校への転用は難しいので、有効に活用できるように検討してまいりたいというようなお話をしております。

あとは福田議員から、タブレットを活用した家庭学習はどうしていくのかというようなところ。あとは、5年後の更新について、どのように対応していくのか。これはやはり更新時期が来るので、そのときの国費の手当がどうなるのかと、これはまだ未定なところがございますけれども、最終的には町長のほうから国や県に要望してまいりたいというようなお話をしているということでございます。

あとは、この事業にふるさと応援基金を充当している理由はということで、これは企画財政課のほうから、目的としてこういう教育に関わるものに使ってほしいという要望というか、希望があるということで、使わせていただいたというところでございます。

あと最後でございます。前原議員から、タブレット端末の仕様はということで、どのようなものを入れるのかと。美里町の場合は、県と同じような形で、iPadを入れるということになっておまして、それにキーボードと、あとカバーとかそういうものをつけてということ

で、あと iPad の大きさとか、重さとか、そういう部分、子供たちが重くて持つのが大変じゃないかとかということでの話もございましたが、ほかの端末に比べても軽いものであるというような話をしているところがございます。

あと 2 つ目が、インターネットが活用できるのは校舎のみなのかというお話を頂いております。基本的に校舎の中でそういう環境があると。例えば、外に出て学習する場合はどうなるんだというお話もあったのですが、カメラ機能とかそういうものは使えますので、そういうカメラで例えばいろんなものを撮影したりして、校舎に入ってそれを編集するとか、あと調べ物をするとか、そういうような形での活用を考えているというようなお話をしております。これは敷地全体を Wi-Fi が活用できる状態にするとなると、これまた膨大な投資が必要になるので、基本的には校舎でしっかり使える環境をつくっていくと。あとは、その他で使う場合につきましては、例えばワープロ入力とか、あとは写真の撮影は、それは当然できますので、それはそういう使い方をしていくということで話をしているというようなところがございます。

8 月会議につきましては以上のようなことでもございました。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、美里町議会 8 月会議についてのご質問がもしあればお伺いしたいと思います。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 山岸議員とか、福田議員とか、佐野議員とかが家庭でのオンラインの授業についての質問があったときに、これからしっかり対応していくというような答えをしているという説明だったんですけど、言葉としてしっかり対応していくというのは、いつまでに、具体的にどのような対応をしていくのかを考えておられるのでしょうか。

○教育長（大友義孝） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、今回、8 月会議は、議案として出しているのは、学校の環境ですね、まずこれを一つ整える。あと、児童生徒に 1 人 1 台配ると。まずこのことをハードとしてやっていくと。あとは、言われているのが指導についてどうしていくんだと、どうやってその指導力を、体制を取っていくんだと。あとは、家庭との交信ですね。そういうものをどうやっていくんだという質問がされているというところでもございまして、話としては、現時点で細かいそういうご説明ができる段階ではないということでお話をしまして、まずは今後、国や県の動向を見ながら、あとは学校と連携しながら、今後早急に検討を進めて参りたいという話をしております。まず年度内に、まずそういうネットワーク環境、子供 1 人 1 台の環境をつくりまして、それと同時に、4 月の本格稼働に向けて、

それまでにしっかりと教育指導体制を整えて、4月からはしっかり使えるようにしたいという話をしております。それと家庭での学習環境ですね、それにつきましても、年度内にはその部分を整えて、新年度予算に、今後検討して、新年度予算に家庭でのWi-Fi環境を整備していく、そういうような予算を計上してまいりたいというようなお話をしているところで、家庭でのそういうWi-Fiの環境ですね、通信できる環境、これは全く無い家庭もございますので、一応無記名で調査はしているのですが、まだ正確なものをつかんでいないというところがございますので、今後その調査をさせていただいて、その実数をつかんで、そしてそれに応じた予算を取得して参りたいということで、恐らく今後、教育委員会のほうにもご説明しながら対策を進めるということになっております。

○委員（後藤眞琴） そうしますと、その4月から家庭でオンラインね、もし学校が休みになったような場合には、4月に予算を要求したら、それで間に合うものなんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、済みません、話が新年度予算と言ったのですが、今後、協議をしながら適期に補正予算なり新年度予算に計上させていただきたいというようなこととお話しております。それで、今おっしゃるように、新年度予算にもし置くとすれば、4月からは使えないということになると思います。例えば、準備期間があって、新年度に入ってから1か月、2か月、例えばですね、新年度予算に置けばですね。4月から使えるようにということになれば、これにつきましては補正予算で、これは間に合うように、4月1日に間に合うようにするんであれば、3月で間に合わないんであれば、例えば1月、2月とか、そういうところで予算措置をしまして、そして対応していくということになるのかなということがございます。なので、家庭環境、結局第2波、第3波等々に対応したもので、まだその辺は明確にいつからというのはお示ししていない状態でございます。

○委員（後藤眞琴） 要望として、そのハードの部分をちゃんとすれば、そうしたらソフトの面ね、今、それをしないと宝の持ち腐れになりますよね。それを指導する先生方の指導研修もちゃんとしなければなりませんよね。ですから、そんなに時間があるわけではないですよね。二段構えでやるんじゃなくて、この前もお話があったように、同時に並行してやらないとならないと、かなり大変なことだと思うんですよね。それは子供たちのことを考えたら、やはりやらざるを得ないと思う。その辺のところよろしく願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 今後、調査をしっかりと進めながら、あとは財源の問題もございまして、年度内であれば財政措置があるのですが、例えばそれを措置して、繰越して使った場合はいいのかとか、そういうのも確認もございますので、

やはり整備したと同時にそういう家庭とのやり取りもできるようにというふうなお話だと思いますので、そういうところで今後進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 関連して、今の先生方、指導者の部分についても、先ほどの人事に関する要望書にもありますように、できる限り分かっている人、専門の指導員の派遣とか、それから、宮城県の教育センターでも実務研修、そういった部分も並行してやっぱりやっていかないと、今、後藤委員が言われたような、全部がクリアできるものではありませんので、これも今、ちゃんと整備をお願いしているというところでございます。

なお、あわせて25日に行われました教育長連絡会の中でも、要望事項といたしましてGIGAスクールに関するQ&Aというのがあったほうがいいんじゃないかと。というのは、子供たちがどういうふうになる、先生たちがどういうふうな指導が必要か、そういった部分がなかなか言葉だけの動きがありますので、何か見える形でそれを示す必要があるのではないかと。ということで、作成をしてもらうように県教委のほうに働きかけてもらいたいと、そういうお話もさせていただきました。以上でございます。

その他ございませんでしょうか。留守委員どうぞ。

○委員（留守広行） 議会のほうで質問ありました5年ごとの更新というのは、どういうことでの更新でしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 基本的には、機器が5年ということになっておりますので、本体自体まるっきり更新というふうな形になるのかなど。保管庫とかそういう学校の整備したものについては15年と、そういうところの期間があると思いますけれども、その実際のタブレット端末に関する部分ですね、これについては5年という見込みを立てておりますので、その更新という部分です。

○委員（留守広行） 5年ごとに機械を交換するという理解でよろしいでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これ、恐らくきっちり5年で更新していくか、これ機器の状態にもよると思いますので、その辺は注視しながら、例えば故障が頻発するようでは、やはり更新をしなければならないですし、ちょっとそこら辺は調査の上、対応かなと思っているところでございます。

○教育長（大友義孝） そのほか。なければ、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3の報告第5号については以上で報告済みとさせていただきます。

日程 第4 報告第16号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第4、報告第16号 基礎学力向上等についてお願いいたします。それでは、阿部学校教育専門指導員よろしくようお願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） こんにちは。

では、私のほうから、今日配付しました資料として、学校だよりの2学期が始まってからのものを、最近どっと来ましたものですから、お渡ししております。2学期開始の学校の様子が見て取れるかなと思いますので、その点よろしくご覧ください。

では、報告16号につきまして、座って説明させていただきます。

まず、1つ目は、令和2年度の6月の学習生活習慣調査の実施についてなんですけれども、前回の定例会で6月の学校再開後に、1か月経過した辺りの調査報告をさせていただきました。今回、2学期開始からまだ日数が経過していないということもありまして、予定は9月7日からの1週間なんですけど、1週間延期しまして、14日から18日の間にということで、調査依頼をしております。

前回の状況から望ましい生活習慣の形成に努めていけるように、各学校へは家庭とのさらなる連携の必要性ということをお願いしてまいりました。特にこの休業中にちょっと乱れてしまって、スマホのゲームといった部分の取組がちょっと足りない部分もありましたので、その点については家庭の声がけのきっかけとして別紙資料のようなチラシを作成して配付しました。

各校では学校だよりなどにも明記しながら、うんと努力はしていただいているようなんですけれども、さらに徹底をさせていければなと思っております。

2つ目の、令和2年度の全国学力・学習状況調査についてなんですけれども、今年度は全国的に中止となっているところでしたけれども、問題の有効活用ということで、町内の各校に対しまして、報告資料のように取組を依頼しております。ただ、中学校のほうでは、今後、毎月のように実力テストとか、定期考査が予定されているということもありますので、そこを考慮して、各学校裁量の中で個別の補習等に生かすということで、生徒の質問紙のみということにしました。小学校からの問題の解答、それから、中学校の生徒質問紙を回収しまして、教育委員会のほうで採点・集計をしまして、早急に学校へフィードバックしたいと考えています。今年度は分析についての限界がありますので、あくまで児童生徒一人一人の課題把握と補習的な

こと役立ててほしいということを考えておりますので、学校間の比較という部分は提示いたしません。なお、質問紙のほうは、昨年度と比較できる内容については示して参りたいと思います。次年度の学力アップ、教育力アップの一つの手がかり、目標の設定の手がかりにできるだけ繋げていきたいとも考えております。

3つ目の2学期制導入についてなんですけれども、先に行われました懇談会のことを踏まえながら、令和3年度から2学期制の導入ということを行っていくという方向性を校長会・町教頭会のほうに報告をいたしました。そして、ねらいとしましては、1つは、2学期制の導入を機会に教育活動全般の見直しを図っていくと。2つ目に、一番話題に出ました教師が日常の授業準備を綿密に行って、そういう余裕を確保して授業の質を向上させていくという部分でございます。このようなことを説明しまして、教務主任者会議も開催いたしまして、特に課題として上がっている3つのことについて、まず休業日を仮の想定をしまして、今年の10月の教務主任者会までに2学期制導入にした場合の授業時数等の試算を依頼しました。その試算状況を基に課題を洗い出しまして、町内全体の調整をしながら2つ目の課題であります保護者の方々への説明と情報提供を行っていく予定です。これについては、教育委員会の作成した保護者宛への町内共通の資料というものを作成しまして、町全体の考え方も浸透させていきたいと思っております。また、学校ごとには、実際に変わるところ、それから特色等も保護者のほうに示していただけるように進めていきたいと思っております。

3つ目の課題であります校内、それから町内の行事についての大きな改善という部分ですが、その点については学校と教育委員会とで十分な協議が今後必要になってくると考えています。あくまで次年度は試行という形で行って、その反省を基にしながら令和4年度に学校管理規則の改正という形で進めていくという方向性を考えているところでございます。

続きまして、4番目の町内幼・小・中学校の今後の行事予定についての資料をご提示しておりますが、例えば、主要な部分であります修学旅行、運動会等についてですけど、中学校では小牛田中のみが東北方面ということで実施の方向で進める、あと2校は中止を決定しています。小学校では、現段階では福島、予定どおり実施と。ただ、今後の状況次第で再度検討することもあるということを聞いております。

運動会は、小中の一部の学校で、記録会というような形のものに変更して実施という状況があります。ただ、どの学校にしても、内容、それから時間の削減や観客の制限などを検討しているようです。

学芸会については、小学校の分、南郷小学校のみ11月21日に実施を予定しております。

これも今後の状況次第ということをおっしゃっていますが、実施の方向で考えているということですので。

あとはご覧いただければと思います。

5番目、研修会関係の報告ですが、8月の初めに幼・保の新任層研修会、8月3日に実施いたしました。内容はご覧の資料のとおりです。1年目、2年目の職員が6名対象となっております。

2つ目は、小中学校の初任者向けの美里町の研修会ということをおっしゃることを8月4日に実施いたしました。今年は5名初任者がおります。幼・保の初任者も、それから学校の初任者も、非常によく頑張っています、元気でやっておりますので、具合を悪くしたりとか、そういった人はいないということがございます。

今後、小中の初任者に対しては、指導主事の訪問要請をしまして、次の資料にありますような日程で授業実践、そしてあと指導主事から指導助言をいただくというようなことを町として要請していきたいと考えております。

以上、私の報告でした。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからご質問等伺いたいと思います。ございませんでしょうか。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） これ、成澤委員が何回もお話されていることなんですけれど、卒業式とか入学式、それをできるだけ時間をかけないで、簡素にやったらいいんでないかなというのは、このコロナで僕、出席させていただいたときに、これだったら子供たち中心でいいんでないかなという感じをいっぱい受けましたので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。後藤委員の今のお話、今年のいろいろなものを受けて、いい面での取組だったところが見えたということでございます。この辺については、校長先生方に伝達をしたいなど、取組みを考えていただくということでございます。（「わかりました。ありがとうございます」の声あり）

その他ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） なければ、日程第4の報告第16号基礎学力向上等につきましては、以上で報告済みとさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、日程第5、そして日程第6に入るわけでございますが、この2か件につきまし

ては、個人情報等がございますので、秘密会に値するものと思っております。

お諮りをいたします。日程第5、報告17号と日程第6、報告18号につきましては秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。秘密会ということでのご理解をいただきましたので、これより暫時秘密会をさせていただきます。

今日は傍聴人がおりませんので、もし傍聴の方が来ましたら説明をお願いします。

これより公開の会議ということになります。

そろそろ1時間が経過しますので、ここで若干休憩をさせていただきたいと思います。10分間休憩いたします。再開は、2時40分から再開とさせていただきます。よろしく願いいたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

○教育長（大友義孝） それでは、再開をさせていただきます。

それでは、これより審議事項に入ります。

審議事項

日程 第7 議案第11号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について

○教育長（大友義孝） 日程第7、議案第11号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命についてお諮りをさせていただきます。

まず、提案理由の説明をお願いいたします。青山主事をお願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） これより議案第11号 美里町心身障害児就学指導審議会委員

の任命について、提案理由を説明させていただきます。

美里町心身障害児就学指導審議会条例、第2条第2項に基づき平成30年度に任命しました委員が今回、9月30日、末日をもちまして任期満了となるため、新たな委員を任命するものであります。

なお、こちらの新しい委員につきましては、別紙のとおりでございます。こちらを今回、提案理由に代えます。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

本件につきましてご質問ありますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質問なしということでございます。

人事案件につきまして、討論は省略をいたします。

それでは、直ちに採決に入りたいと思います。

本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、議案第11号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命につきましては原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第8 議案第12号 美里町教育委員会評価委員会委員の変更について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第8、議案第12号 美里町教育委員会評価委員会委員の変更について審議をいただきたいと思っております。

では、提案理由の説明を藤崎課長補佐お願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 議案第12号でございます。美里町教育委員会評価委員会の委員の変更についてでございます。座りながら説明させていただきます。

現在、委員となっております邊見委員でございます。こちら、ご本人様から、現在、体調不良になりまして、辞職の申出がありました。それによりまして、新たな委員をその残任期間に就任するために提案させていただくものでございます。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、本件についてのご質問をいただきたいと思います。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑なしということでございます。人事案件につきまして討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号 美里町教育委員会評価委員会委員の変更について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

協議事項

日程 第9 令和2年度美里町議会9月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、これより協議事項に入ります。

日程第9、令和2年度美里町議会9月会議について協議を行います。

説明は教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私の方から説明させていただきます。本日、以前に配っていた予算書あるんですが、少し見づらいというか、分かりづらいもので、恐縮でございました。ページ数もないもので、少し説明もできないということもございまして、本日、令和2年8月24日提出ということで、議案書をお配りさせていただきましたが、お手元にありますでしょうか。これに基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。

それでは、歳出のほうを中心にお話をさせていただければと思ってございます。

ページが下のほうにありますので、45ページ、46ページでございます。45ページ、46ページ、見開きになりますので、そちらをご覧くださいと思います。

中ほど、10款教育費1項の教育総務費というところからご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、事務局費ということで、これで奨学事業ということで、基金の積立金の補正を今回計上してございます。これは、決算の額が確定したということに伴いまして、金額を現時点で変更する必要があるため、今回、36万6,000円の増額ということで計上してございます。

続きまして、共通経費といたしまして、教育総務一般経費ということで、これは教育委員会教育総務課のほうで、1人会計年度任用職員を来ていただいておりますが、現在は学校の再編を中心にとということで、事務従事いただいておりますが、ちょっと財源等々の予算の関係もございまして、今度、幼稚園の無償化の関係、去年やりましたけれども、無償化の関係の事務に就いていただくということもございまして、それに対する財源も国のほうから措置されるということでございましたので、これを幼稚園費のほうに組替えをするということで、ここで減額をして幼稚園費のほうで増やしているというようなところでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策費といたしまして、これスクールバスの購入費ということで、これ2台ですね、新しく購入するということでございます。現在、コロナウイルスの対策ということで、バスも密な状態ではなくということもございまして、これについても国から補助があるということでございますので、スクールバス2台を今回計上しているというところでございます。

続きまして、47ページ、48ページでございます。

これは、10款教育費の小学校費になります。この中で、新型コロナウイルス感染症対策費といたしまして、まずは小学校感染症対策事業ということで、校内の消毒業務を委託するというので、希望するところに、シルバー人材センターに頼みまして、今現在、先生方がその作業をやっているということもございまして、そういう作業の軽減という視点からも、この部分を業務委託ということで、シルバー人材センターにお願いする予算というところでございます。

続きまして、小学校ICT環境整備事業ということで、これにつきましては、家庭と学校とをつなぐ、学校から遠隔授業をするための装置を準備するというのでございまして、これはその先生を映すカメラと、あとマイクがセットになっている機器ということでございまして、これを購入して準備をするというようなところでございます。

続きまして、感染症対策一般経費ということで、公共建築物工事請負費ということで、小学校トイレ改修工事請負費ということで、トイレの改修ということで置いております。これにつきましては、やはり全部をやるということになると、非常に大きい数になるということで、ちょっと大分絞って、全くないところを整備するというようなところでございまして、1つは青

生小学校の体育館のところにトイレがあるのですが、そこが和式しかないというところがございまして、あと敬老式等々でも使うというようなところもございまして、改修要望が出ていたというところ、実態としてはですね。やはり和式のトイレを洋式に換えるということで、飛沫というんですかね、飛び散りというところを抑えられるということで、コロナの対策として考えられるということもございまして、和式を洋式化するというところでございます。

あとは、不動堂小学校、北浦小学校、あと青生小学校の給食室のトイレございまして、それが和式になっているということでございまして、それを洋式化すると。これもずっと環境衛生上指摘をされてきておったんですが、なかなか改修できてこなかったということもございまして、今回、コロナの対策というところで改修をしたいというようなことでございます。

続きまして、学校管理費ということで、中学校健康管理事業ということで、これは駅伝が中止になったことに伴いまして、健康診断の委託料を減額するというようなところでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策費ということで、中学校感染症対策事業ということで、これ消毒ということで、これは小学校と同様でございます。シルバー人材センターのほうに委託して、先生の負担軽減を図りたいというような趣旨でございます。

続きまして、中学校 I C T 環境整備事業、これも小学校と同じで、学校から発信するために、ウェブ授業等々で活用するためのカメラとマイクがセットになっている機器を購入するというところでございます。

続きまして、修学旅行の契約解除補償金ということで、これは不動堂中学校と南郷中学校、ちょっと残念ながら、いろいろ検討はしたのですが、これは中止ということで判断なされまして、それに伴いまして、どうしてもこれまで旅行会社に企画をしている部分、いろいろ手間がかかっている部分というのもございまして、それがキャンセル料として、どうしてもこれ必要であるというようなところでございまして、2校分で30万8,000円ということで、これにつきましては、お支払いすると。これにつきましても、国の財政措置があるというようなことでございますので、それを活用するというところでございます。

続きまして、一番下でございます。幼稚園費のほうになります。これは、就学前教育の充実ということで、1枚めくっていただいて、49、50ページでございます。これ、会計年度任用職員の報酬ということで、一番最初にお話申し上げましたけれども、組み替えて会計年度任用職員の財源をこちらのほうで賄いたいということでございまして、これも国からの助成に基づいて、こちらのほうに組替えをさせていただきたいというところでございます。

あとは、必要な消耗品ですね、事務を執る際に必要な消耗品を買う費用も計上しているとい

うようなところでございまして、全体で118万2,000円というところでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策費ということで、その他消耗品ということで150万円。以前、各幼稚園に50万円を上限に予算措置をしているということで、以前お話をさせていただいていたと思うのですが、今回、その追加分ということで、またお金をいただけるということですので、それぞれ、1園当たり50万円ということで、今回予算計上して、有効に使っていきたい、活用していくというところで計上させていただいております。

続きまして、社会教育費ですね、こちらのほうでございまして。これにつきましては、子どもふれあいまつり、これも残念ながら中止というようなところもございまして、それに関する予算を、これについて減額をさせていただきたいということでございます。

続きまして、文化財保護費ということで、これは文化財があるところを調査しなければならないのですが、今回、個人住宅の確認調査というのが必要になりまして、その補助業務ということで、それに対する費用ですね、これ町で持たなければならないというところがありますので、重機代ですね、バックフォアって、土を掘って、掘り上げて、そして中を確認しなければならない、遺跡の状況をですね。そして、それを埋め戻すという作業がありますので、その費用を今回計上させていただいているところです。これにつきましては、年間で大きく予算取るわけではなく、その都度対応していくということで、財政と調整をしております、今回、そういう発生しましたので、計上というところでございます。

続きまして、学校給食費でございすけれども、これは、県産牛肉、学校給食提供支援事業というのがございまして、県のほうでそういう支援事業をやっているということがございます。それで、ぜひ給食に取り入れるということで、我が町でもこれに乗っかるということがありまして、3回分ですね、給食3回分につきまして県産の牛肉を使っていくということで、これは現在の賄い材料費の中で収まるということでございまして、そのほうから支出するということで、財源組替えということで対応するということになっておりまして、今後、3回、子供たちに県内産の和牛、牛肉を使ったメニューが出るというようなことになるというところでございます。

それで、歳入のほうにつきましては、25ページ、26ページになります。

これは、今申し上げましたコロナ対策、あとは幼保の無償化とか、そういうものに対して、国からの助成金が、補助金があるというようなところ、あとは、歳入だけで上げておるのが、ここ一番下の部分、14の国庫支出金、これの2項の国庫補助金の5目教育費国庫補助金というところが該当するのですが、小学校教育振興費補助金、これは、理科教室設備の整備とい

うことで、設備整備に対しての補助金ということで、これは歳入のほうで今回計上していると。歳出のほうは以前にちょっと措置をさせていただいておりまして、歳入のちょっと入れていなかったとか、読めていなかったのか、そういう部分で入れさせていただいている。中学校も同じように、理科の設備、必要な設備につきまして、これに対する補助金。

あとその下からにつきましては、先ほど歳出で申し上げたものに充当する歳入があるということで、こういう補助に基づいて今回の歳出予算を計上させていただいたというようなところでございます。

ちょっと雑駁というか、速足の説明をさせていただきました。私からの説明は以上というところでございます。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

補正予算の内容ということで説明でした。ご質問ございますか。

よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 9月1日から行われる美里町議会9月会議の教育委員会に関わる補正予算の部分についてご協議いただきました。ありがとうございます。

日程 第10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長（大友義孝） では、続きまして、日程第10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について協議をいただきたいと思えます。

それでは、説明を教育次長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明させていただきます。

資料として8月24日、告示の日に教育委員の皆様へということで配らせていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。座って説明をさせていただきます。

前回の教育委員会の中で、最初のご説明をさせていただいたところだったのですが、やはり内容がもう少し確認する必要があるのではないかということで、見直しが必要だということで、再度内容を点検いたしまして、今回お渡ししているということでございます。この資料の作成の際につきましては、後藤委員のほうからもいろいろとご意見を頂きまして、その内容を私の

ほうでも聞き取らせていただいて、大分時間をしっかりかけて、内容についていろいろとご意見を頂きながら調整をさせていただいたというようなところでございます。

それで、お手元の資料を見ていただきたいのですが、黄色でマーキングしている部分が修正、今回ですね、修正させていただいたというようなところでございます。追加したものにつきましては、赤字になってございます。それで、消したものの、横棒を引いてあるものは黒のままですけれども、それにつきましては今回削除したというようなところで作成をしているところでございます。

全体的に、まずは法律であれば、やはり法律に則ってちゃんとそれを表現しなければならないというようなところもございまして、あと表現が少し分かりにくい部分があれば、そういう部分は修正をしてということと、あと言い回しですね、それを統一させていただいているところもございまして、内容につきましては、ご覧いただいているというところで考えてございまして、まずはこれに対してこの会議の中でも結構ですし、会議後でも結構ですので、ご意見を頂いた上で、これを見え消しじゃないもので、調整したものでお作りをして、再度ご確認いただいた上で、案としてまとめ上げたいなと思っているところでございます。ですので、今、事務局のほうで考えているのは、9月の中旬ぐらいまでは調整をしたいなと思っているところでございます。ですので、できれば、ちょっと議会に入っていくのですが、できれば9月の11日までにご意見を頂けるとありがたいなと思っているところでございます。それで、それを11日で意見を集約いたしまして、その次の週辺りに調整した上で、案をお手元にお配りさせていただければよろしいのかなと思っております。

あと今後、第1回目の評価委員会を、できれば9月の最終週ぐらいに開催できないかなということ考えております。第1回目、9月の最終週ですね、辺りにちょっと調整をさせていただいて、そして、基本的に今回3回会議を開くということ考えておりますので、そこで会議をしていただいた上で、それをまた頂いて、教育委員会でまとめ上げるというところが出てくると思っておりますので、最終的には12月の議会でご報告ということになると思っております。これまでですと、議会にご報告する前に全員協議会でご説明を申し上げた上でということになると思っておりますので、その12月の議会をにらんで、しっかりと評価をしていただいて、その後の審議していただけるような形で進めていければよろしいのかなと思っております。

あと本日、チェックシート、これの他に、本文なんですけど、チェックシートがございまして、お渡しはしていないところなんですけど、これにつきましても、本当は本日お出ししたかったのですが、いろいろ確認するところというか、多くございまして、現在その作業を進めていると

ころでございます。これにつきましては、法令の条文がございまして、それに対して訂正したものであるということですが、内容をもう少しお時間頂いて、調整をさせていただきたいというところがございます。ですので、これも、本文と併せてそれまでにこちらで内容をチェックさせていただいて、お配りできればなと思っておりますので、修正したポイントはメモか何かをお付けいたして、どういうところを直したかは確認していただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというようなところがございます。

私のほうからは以上というところがございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

あわせて、いろいろと修正箇所、後藤委員大変ありがとうございます。いろいろと字句の訂正、記述的な部分もきちんと整理がなされてきたとお見受けいたします。このことに関しまして、委員の皆さんから、ただ、これ9月11日まで手直しが必要な箇所を教えてくださいということなんですが、この場でお話をしておきたい部分がありましたら、ご意見を頂戴したいと思います。後藤委員いかがですか。

○委員（後藤眞琴） 前回は申し上げたんですけど、この教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書というものは、法律で定められていて、教育委員会の運営に関する基本的なこと、それを後で検証する場合に、極めて重要なものなんですよ。いろいろ申し上げたいところですけど、1つだけ申し上げておきたいと思います。

このようなたたき台、あるいは案を読み、訂正し、修正するくらいなら、最初から僕自身が書いたほうが精神的にも肉体的にもずっと楽です。それで、教育長さん、教育次長さんにお願ひしたんですけども、できるだけこのようなことのないようよろしくお願ひいたします。以上です。

○教育長（大友義孝） ご指摘ありがとうございます。今後は注意してもらいたいと思います。ありがとうございます。

私からただ1つだけ、どうしてもこれ腑に落ちない点があったので、ここで申し上げたいところなんです。23ページの(3)なんですよ。この23ページに行きつく前には、20ページからの継続なんです。が、(1)番目は、教育委員会、ここで点検評価して明らかになった課題なんですよ。そして、(2)番目、21ページですが、評価委員会から指摘されたことなんですよ。(3)番目はその他ということになると、その他というのはどこなのかというの、ちょっと把握し切れなかったんですよ。普通、自らの点検と評価委員会からの点検しかないはずなんです。が、その他というのはちょっと理解ができなかったんです。去年も確かにそれはあ

ったんですが、ずっと、去年は見落とししてしまったなど自分でも反省しているところなんです。このところをもう少し確認をしていきたいと思っておりますので、お気づきの点がございましたら、委員の皆様方、教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員（後藤眞琴） この報告書の議事録について、点検・評価したところがかなり曖昧な部分の書き方になっているところがあるんです。それで、それを追加したというふうに僕は解釈。

そこを全面的に書き直せばまた、これ省いてもよろしいかと思うんですけど、僕の記憶では、議事録は最初からちゃんとなっていて、途中からちゃんとなったような。それが読み方もあるのかもしれませんが、ちゃんとなっているようなふうにも読めるように書いてありましたので、そこはそのようにしておいて。

○教育長（大友義孝） そうすると、その他から頂いた課題とか何かではなくて、（１）番目の教育委員会自ら行ったことの中に含まれるということなんですよ。分かりました。であるならば、ちょっと組み立てを若干変えていけばいいのかなと思います。（「そうですね」の声あり）了解しました。ありがとうございます。

そのほかいろいろと見ていただいて、よろしくどうぞお願いいたします。

この件についてはよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、これもちまして日程第10の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価については終了させていただきます。ありがとうございました。

日程 第11 学校給食への地域食材活用について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第11に入ります。学校給食への地域食材活用についてお願いしたいと思います。

これも教育次長からの説明でした。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、資料について準備はございません。それで、前回、産業振興課とJAのほうで来ていただきまして、提案を受けましたというところでございます。それで、今後、教育委員会としてどう取り扱っていくかというようなところを本日確認させていただきたいということでございます。提案に対して取り組

むということになれば、今後、細かい調整をしながら、どれぐらいかかるものか、どういうスケジュールでやったらいいか、いろんなことを検討していかなければならないということになりまして、あとは町長部局との調整も必要になってくるのではないかとということがございますので、まずは今回、この提案に対して取り組んでいくのか、どうするのかというようなところをお決めいただいて、この場である程度方向性が定まれば、それに基づいて事務局のほうでそういう対応を進めさせていただきたいというところがございます。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今、次長からの説明のとおり、前回の会議で説明を頂戴した内容で、町内産の小麦を使った学校給食への食パンの提供の関係です。どうでしょう、協議ということですが、委員さん方のご意見を頂戴したいと思いますが、もしよければ、これから今次長の説明のように段取りをして進めていくということになるかと思うんですが、いかがでしょうかね。成澤委員、いかがですか。進める方向でいいですかね。

大森委員は。

○委員（大森真智子） 話聞かせていただいた限りでは、子供たちに地域のものを口に入れていくという貴重な経験になるのかなということでは、ぜひ。

○教育長（大友義孝） ゴーサインを出していいんじゃないかと。

○委員（大森真智子） そういうふうに思いました。

○教育長（大友義孝） 留守委員はどうですか。

○委員（留守広行） 今の説明を進めていくことで良いと思います。

○教育長（大友義孝） 成澤委員。

○委員（成澤明子） この間は美里産の小麦ということだったんですけど、その他にも、そのほかの食材も美里のものという、そこはまだ含めない。

○教育長（大友義孝） 美里以外、美里で使う。

○委員（成澤明子） 小麦に限った話なんですか。

○教育長（大友義孝） 今のところ小麦に限った話。ただ、宮城県内で町内産の食材を提供している学校給食は、我が町トップなんですよ。100%ではないんですけども、すごく高い位置にありまして、2位が追いつけられないくらい高い水準を持っている。だからそれは崩したくない。

○委員（成澤明子） やっぱり国産、しかも宮城県産、しかも美里産となったら、遠くから運ぶものに比べて材料に対する負荷というのが本当に少ないものですから、ぜひとも子供たちには

そういうものを食べさせたいと思います。

○教育長（大友義孝） 後藤委員いかがですか。

○委員（後藤眞琴） ぜひ進めていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） ぜひがつかしました。

○委員（後藤眞琴） お話しましたように、美里町でもやる気になればこういうことができるんだということを改めて、改めてでないですね、最初に、改めて、2度目です、この美里町でもやる気になればやれるんだというのは、何でしたかね、何か……情報公開条例というのがあって、僕、その情報公開条例審査員というものを引き受けたときありまして、そのとき、宮城県の情報公開条例、それから、国の大本の法律読みましたら、美里町の情報公開条例というのは、できるだけ情報を公開しないための条例だったんですよ。当時、それで、それを担当していた総務課長にお話しました。すぐ直していただいた。美里町の職員にもこういう方がおられるんだというので感心したのが一つ。この前、この地域の食材活用するというので、こういうことを、繰り返しになりますけれども、やる気になればできるんだと。ですから、今、成澤委員もおっしゃった、ほかの食材についても、こういうの見直してやれば、あるいはできるところもあるんじゃないかと。その他もろもろ、美里町独自の、国から決められたことをただやるだけでなく、独自のものをやる気になればやれるんでないかと。教育委員会に関してもそうだと思っております。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ということで、このお話をいただいている件については、教育委員会としては進めていただきたいという確認を今取らせていただいたということで、産業振興課、それから、JAの皆さん方との段取りとか、いろいろあると思いますが、ひとつ成就するようにお願い申し上げたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

日程 第12 団体からの質問について

○教育長（大友義孝） それでは、次にまいります。日程第12、団体からの質問について協議をさせていただきます。

このことにつきましては、まず、教育次長から説明を頂戴するわけですが、本日皆さんのお手元に配付させていただきました資料がございます。こちらにつきましては、教育委員の皆さん

ん方に配付しているものでございまして、これまでどういった経過があったかという部分でございまして、資料という形で見ていただければと思います。

それでは、教育次長から説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、8月の18日にお配りさせていただいているものということで、教育委員の皆様へというところでお出ししている資料ということでご覧いただければと思います。

座って説明をさせていただきたいと思っております。

まず、以前お配りした資料で、令和2年の7月30日に美里町まちづくり会議の代表と副代表がいらっしやいまして、私のほうで対応させていただいているというようなところがございます。それで、資料に、文書のほうにお書きしておるのですが、いろいろお話をいただいているというところがございます。

それで、まず1点目といたしまして、その資料の中に、令和2年5月教育委員会定例会議事録についてというようなところで、そのときの発言に対して不適切な発言なのではないかというようなところで話がございます、その発言を削除してほしいという話がございます。それで、下線を引いている部分でございますけれども、代表の話ですと、私は怒っているわけではないんだと、そして、電話して対応していただいた職員に確認したところ、その職員も怒っていないかということ言っているんだということございまして、会議の中で、怒っているという発言があったということで、本人は怒っていないと。そして、この発言につきましては、名誉棄損に当たるのではないかというようなことでございまして、それを削除してほしいというようなところがございます。

それで、教育委員会の議事録につきましては、事務局で調整、あとは教育委員の署名を得て作成されるものであって、不適切な発言等については削除する必要があるんだというようなことで、お話でございます。

それで、議会なんかでは、不適切な発言については議事録から削除しているでしょうというお話もありまして、それで、今回、ここの発言につきまして削除をお願いしたいということがございましたので、まずこの部分をご協議いただければと思います。お願いします。（「協議しなければならぬ案件、全部最初に言ってもらったほうがいいですね」の声あり）そのほうがよろしいですか。

じゃあまず1点でございます。

続きまして、お渡ししているのが、素案というところで、上に素案と書いてあるもので、まちづくり会議宛てに教育委員会としてこういう回答ということで、これは請願の処理に関する部分ということになります。それで、素案をお示しさせていただいております、これに対してということをお話を、ご意見があればということで、お話をしていたところでございますが、この素案に対して、この内容でよろしければ、この内容でご回答を差し上げたいと思ひますし、また、この中で何かあれば、修正した上で提出かなというところで考えてございますので、この件につきましてもお願いしたいというところでございます。これ2点目でございます。

あとは、令和2年8月6日付で、これは個人で、まちづくり会議代表様個人で教育委員会宛てにお出しいただきました、回答の記載がない回答書（美教総第387号）について（質問）というものでございます。これにつきましては、以前に、これも個人でお出ししていただいたものの関連するものというところでございます。

それで、内容につきましては、以前、美教総第387号で回答をしているというようなところなんですけど、その回答が不十分だと、回答が記載されていないんだということで、今回、再度こういう形でご質問をいただいたというようなところでございます。

それで、これにつきましては、どのように取り扱ったらいいのかというのをまだ決めていないというところで、頂いたもので、今回初めてお示ししているものですので、これに対しましてどのように取り扱うか、皆様のご意見をお聞きした上で、その対応を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

私のほうからはこの3点ということをお願いしたいというところでございます。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

3点、今、お話がありました。加えまして、もう1点あります。もう1点は、今年の1月10日付で、まちづくり会議代表のほうから、住民懇談会の申入れがございました。その内容は何かということですが、学校再編の疑問点についてというふうなお話を頂戴したところでありまして、これは町長が頂いた持ち込みなので、町長のほうでどうするかということを検討している最中に、コロナウイルス感染症対策の部分が出まして、実行するにしてもなかなかできない状況になってしまったわけです。そして、今、学校も再開し、収束とまではいかないまでも、やはり住民懇談会の申入れをしている以上、どうなんでしょうかということで、また総務課秘書室のほうに開催の申出があったと。改めてあったということではなくて、前回の申入れ書の部分で行っていきたいということだったわけです。その際に、学校再編の疑問点につ

いてということだったんですが、ここから、1月から3月の議会等々がありましたので、町長は中学校再編に関しても議案を、予算の部分を議案として上程されて、そして、議会からは可決されて今日に至っているわけなので、状況は少し変わってきたというお話を秘書室のほうからされたそうです。そうしたところ、学校再編の疑問点という、疑問点の部分を削除して、それで行っていただきたいということになったということでございます。

それで、どういうふうにしていくのか、いつやるのかという、やるやらないも含めてでございますけれども、そういった場合に、もしやるということ考えているならば、教育委員会として参加していくということもあろうかと思いましたが、その点についても委員の皆さんと協議をさせていただきたいと思いましたが、大きくは3点の案件があるということでございますので、ご協議のほどをよろしくお願いいたします。

まず、第1点目から整理をさせていただきたいと思いますが、まず、この1点目の不適切な発言ということで頂戴した部分に関して、これ私の発言でございますので、私の考えがどうのこうのというよりも、委員の皆さんからどういうふうにしたらいいのかということを確認したいと思いましたが、どうぞ発言をお願いしたいと思いますが、名誉棄損に値する、そして、好ましくない、怒ってはいないから、そういったことではなかったもので、削除したほうがよろしいんじゃないですかというお話だということでございます。

本人はそういうふうに使われているということですか。電話だったのかな、来られたの。（「そうですね、いらっしゃいまして、議事録の写しをお持ちになって、こういうことで書いてある、これはちょっと不適切ではないかというような話をいただきました」の声あり）

名誉棄損に当たると考えているというお話を頂戴したのであると、名誉棄損に当たるかどうかという部分について、私には判断できない部分があるなど。成澤委員、いかがですかね。

○委員（成澤明子） 出して怒られたんですか。逆に出して怒られたというのは事実だという。

○教育長（大友義孝） それが間違っていたと、思っていないよということなんだそうです。私の確認ミスといいますか、怒っているという意味、憤りを感じているという部分に捉えれば、そうじゃないんだよということなんでしょう。ただ、そうじゃなくて、どうも不満を覚えるんだというふうな部分も怒っているというふうな部分なんですよ。憤ることはないにしても、不満も感じていないとふうに、怒りに読めばなっちゃうのかなと。そういうふうなことの議論ではないと思うのでね。

○委員（成澤明子） 怒ってもいないし、不満も持っていないと。

○教育長（大友義孝） その辺は分かりません。

○委員（成澤明子） 分からない。じゃあその怒っているという部分だけを問題にしている。

○教育長（大友義孝） そうですね。憤りを感じていないと、そういうことは感じてないんだよというものを、イコール怒ってないんだよというふうに言われているということなんですね。でも、不平不満とかそういうふうな部分はちょっと分からない。それを、そういうふうに言われたから名誉棄損だよというふうにまで追っつけ、連続してきている。今後、削除するかという部分しか私はないんだろうと。本人からの申入れですから、その辺について私の一存で決めるわけにもいかないと思っていました。留守委員、どう感じます。

○委員（留守広行） その前に、一般論ちょっとお聞かせいただきたい。

このように議事録、公開していると思います。署名して、整った段階で公開をして、見ていただいて、こういう部分がちょっとというときが後から、そういうのを申し出て、削除なり何なりということは、一般というか、こういうのは可能なんでしょうか。私ちょっと分からないんですけど、議会とか、会議公開するルールとして。あるんですか。

○委員（後藤眞琴） 留守委員まだおられなかったかと思うんですけど、僕が教育委員を引き受けまして、給食センターの問題が、大きな問題であったときに、北のほうの給食センターを見学に行ったことがあるんです、教育委員が、これ成澤委員ご存じですよ。それで、行ったときに、その印象を給食センターで給食を、大量のものを使って作っている、それを僕がほとんど意識しないで、ここで言うてよろしいかなと思うんですけど、敢えて言いますと、僕の印象、豚の餌のようなものを作っているというふうな教育委員会の中で僕は表現をしたんですよ。それを当時の教育委員長、佐々木勝男先生だったか、ちょっと不適切な発言でないかというふうな、当時は会議録と言った、会議録ができた後に。それで、僕も、これはやはり不適当だなと思ひまして、削除したほうがいいんでないかということで、削除することにしていただいたことがありました。ですから、そういうことは今、留守委員があったのかということで、多分留守委員はまだですね、僕と成澤委員が委員と一緒に、僕のほうが後なので、成澤委員も委員会におられたかと思うんですけど、そういうのが強く残っておりますので、今のこと、いつも僕の発言ばかりして申し訳ないんですけどね、今のこと、僕もこれ、次長から聞いていろいろ考えたんですけど、次の、また僕の発言のことは、（「素案のほうですかね」の声あり）後半のほう、（「素案の3枚目ですかね」の声あり）そのところに、ここ書いてあるかと思うんですけど、教育委員会は合議制なので、それぞれの発言する委員の方、その発言者は、ごめんなさい、各委員は、それぞれ自分がその発言に責任を持って発言していると思うんですよ。それで、それを聞く僕たち各委員が、その発言を尊重していると思うんですよ。それで、

それに対して、例えば、この怒っているということを議長がそういうふうに発言された。僕の場合は受け取ると、議長はそういうような受け止め方をしたんだなというふうに、僕は聞き取るわけです。あと解釈はそれぞれの委員の解釈があって、それでまたそれを基に発言していくことだろうと思うんです。ですから、向こうが、俺は怒ってないけれど、怒っていると解釈した、それはその、受け取り方の違いだなと思うんです。例えば、僕が今日、先ほど述べたように、この教育委員会の自己評価が極めて重要だというのは、これは、僕が極めて重要だと解釈するわけですね。それを各委員が聞いて、どう受け取るかは、各委員それぞれだろうと。ですから、僕は、これは別に名誉棄損に値するものではないだろうというふうに思っております。

自分の発言も、これは皆さんのご意見をお聞きしなければならないところですけど、そういうふうな発言だと考えております。

○教育長（大友義孝） どうでしょう、ほかの委員方も、後藤委員の今の一般論の話の関係ですけど、ちょっと私も議会離れてから、よく覚えていない部分もあります。といいますのは、会議、会期中で発言が不適切だったり、自分から進んでちょっと不適切だったんだという申し出をしたり、また、周りからそれ違うんじゃないのというふうな認識があって、そうだねという解釈をした場合は、会期中であれば修正は効くと思うんですね。ただ、会期が終わってから、会議録が出来上がってから、ここはこういうふうに言ったけど、真逆のことを言ってしまったとか、この意味では真逆なことに解釈されてしまうとかというふうな部分があった場合の修正については、どうだったかちょっと今、私は記憶にないんですね。調べてみる必要があると思うんです。仮にそれがいろいろと事が今後に残るということであれば、たしか修正は可能だったような気はしております。確かなことはちょっと今言えないので申し訳ございません。

そういう形で、仮に直せるというような部分で解釈したときに、どういうふうにしたらいいいでしょうということで、お聞かせいただければというふうに思うんですけれども。

安易な発言というふうな部分に取られたのかもしれないんですね。いろいろと、その後から議事録ちょっと見たので、言われていることは、間違いなく私はそういうふうに発言をしているということは事実です。間違いありません。そういう中で、怒っているとか、憤っているということではなかったということは、本人の申出によって明らかである。さらに、不満とか不平とか、そういうふうな部分までは、ちょっと私は計り知れない、分からないということですね。それから、そういう中で、名誉棄損というふうな部分がくっついてきたということなものですから。

ちょっとここで、ちょうど今、大事なところなんですけれども、私も頭の整理をしたいと思

いますので、休憩挟みたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。じゃあここで5分間ぐらい休憩を取らせていただきます。よろしくをお願いします。

休憩 午後3時37分

再開 午後4時00分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

ただいま協議をしております私が申し上げた不適切な発言とも取れるような話の中で、委員さん方からいろいろと今意見をお聞きしているところでございます。

どうでしょう、私の発言した部分に関して、名誉棄損だということまで申し上げられているようですけれども、それに値するものなのでしょうかね。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 先ほど述べた理由から名誉棄損には値しないだろうと考えます。

○教育長（大友義孝） 成澤委員どうですか。

○委員（成澤明子） 私も名誉棄損には当たらないと思いますけど。

○教育長（大友義孝） 留守委員、ありますか。

○委員（留守広行） 私も名誉棄損には当たらないと思います。

○教育長（大友義孝） 大森委員、いかがですか。

○委員（大森真知子） 皆さんと一緒に、名誉棄損には当たらないと考えています。

○教育長（大友義孝） 私が発言した部分でいろいろと協議をしていただいて、本当にありがとうございます。私の発言でいろいろと皆さんからご意見を頂戴することになってしまったわけですが、申出人からは名誉棄損に値するものだという部分まで言われてしまっているわけですので、ただ、やはり発言をした側と、発言を聞き取り側との解釈とか、おのおの違うんだらうということも、先ほど後藤委員から言われましたように、そういった形で名誉棄損ではないんじゃないかということでもありますので、会議録の部分についても、このままの状態という形にさせていただいてよろしいでしょうかね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

名誉棄損と申出をされれば、名誉棄損罪という部分がありまして、当然のことながら、それが裁判になれば、審議というふうになってくることにもなると思いますので、そういったことを私も注意しながら発言をさせていただきたい、今後ですね、していきたいと思いますので、その際には、その時々で注意をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の中の質問に対する回答の部分についても、1つ目、請願に対する回答の部分でございます。前日も教育委員会の会議では、回答していきますということで、委員の皆様には了解をいただいたところでございます。その部分に関しまして素案を作っていたいておりますので、その案の部分について、これでいいかどうかご意見を頂戴したいと思います。いかがですか。請願に対する。成澤委員どうぞ。

○委員（成澤明子） 請願の処理ということで、質問に対する回答1で、前の文章があって、①、②、③と、そして以上のことからということであるんですが、前段の部分が何か分かりにくいような気がします。むしろ最後に、以上のことからこういうわけだといったところを前のほうに持ってきて、それで十分かなと思うんですが、どうでしょうか。

○教育長（大友義孝） 今の第1の部分ですか。

○委員（成澤明子） 請願、素案ですよ。

○教育長（大友義孝） 素案の部分での。

○委員（成澤明子） 請願1、請願の処理の前段の部分がよく分からないんですけど。（「前段って」の声あり）①の前の文章。

○委員（後藤眞琴） 1ですね、これは後についているやつでない。これ質問はついてない。

○教育長（大友義孝） 質問ついてるやつですね。質問1に対して解答1というやつ。

○委員（後藤眞琴） これに対する、この質問書はどれ。素案の質問書はどこについているの。回答の素案。（「それは以前にお渡ししているのですが」の声あり）ここにはついてない。（「質問等の経過というものですかね」の声あり）これ、その説明があるんですよ。これ、そのままのものがここについて。令和2年。（「6ですね」の声あり）6（「3じゃない」の声あり）（「失礼しました、3です」の声あり）これ読めばわかる。今日もらったやつ。

○委員（成澤明子） じゃあ失礼しました。

○委員（後藤眞琴） それ読んだ上で、指摘した内容というのがあって。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○委員（後藤眞琴） これ指摘した内容というのが書いてあって、質問1ってありますね。3番ですね。（「はい、分かりました」の声あり）これで、この質問についている。

○教育長（大友義孝） 今回の素案のほうは1ページ、2ページ、3ページ、4ページにまたがって、そうですね。

成澤委員、今の素案の部分、同じものであれかなど。

教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） お渡しした資料の中に、まちづくり会議来庁対応報告書というのがございまして、その中でもこの件に関しましてもっとしっかり内容に対して丁寧に答えてくれというような話がありまして、それで、今回頂いたものだけではなくて、前回のもも見まして、そしてそれを両方合わせたもので回答を差し上げる必要があるのではないかということで、直近の質問だけではちょっと読み取れない部分がその前の文書に書かれていたりしているもので、そういうものを含めて確認をしていくと、大分細かくはなるのですが、このような形での素案になったというようなところがございます。これまではずっと大きな部分で捉えて、教育委員会でご回答申し上げてきたのですが、この間の、来ていただいて、もう少し中身について細かくというお話もありましたので、ある程度それを踏まえた上で、ちょっと回答が長くなってはおるんですが、このような形でちょっと作成をさせていただいたというようなところがございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これ、質問は理解してもっと丁寧に回答してほしいということで、こういったようなページ数になったということなんですけど、もっとも、質問の2番目については、説明責任を果たそうとしなかったのはなぜかと。しなかったんではなくて、説明責任はちゃんと果たそうと思ってやってきたということですよ。その部分についてしっかりと回答を差し上げるということなんだと思います。質問の部分、2も同じことなんです。そういったことで、質問の3についても、発言を指摘したんだけど、議事録の取り扱いについて議論しなかったのはなぜなんだという部分、さっき、この部分の相手とも連動してくるわけですけども、こういった部分も、発言に対して受け取り方がそれぞれ違うところもあるだろうというふうなことがあるんだということを書いているということなんです。回答しているということになると思います。ですから、そういったことを見ていただいた上で、この素案の文でいかがでしょうかという提案になっていますね。

請願に対する部分について、先ほど請願の申請が、学校再編ビジョンについて請願が出されました。それに対して、教育委員会では審議をして、審査結果を通知しました。その審査結果の処理の仕方について異議の申立てが来ました。異議の申立てに対して教育委員会で考えてい

ることに対して回答を差し上げたんですが、その回答内容が抽象的であるから、もう一度回答してくれということで、今の状況になっている。ですから、請願に対する部分ではなくて、請願の処理の仕方について質問なんですよ。それを今協議させてもらっているのですね。ですから、今回は抽象的じゃなくて、しっかりと回答してくれということですから、このような素案ということになったということでございます。ということで、ご意見を頂戴して決めていきたいと思うんですけど、いかがでしょう、留守委員。

○委員（留守広行） 私はこの内容でよろしいかと思えます。

○教育長（大友義孝） 成澤委員いかがですか。

先ほど成澤委員が言われた部分のこと、ちょっと私も思っていたところもあったんですね。同じところだと、以上のことを踏まえますと、というところからですよ。（「そうです」の声あり）ここでは、請願の処理を誠実に処理しようと努めてきたんですというところを書いてありますよね。（「同じことかなと」の声あり）同じことなんですね。この部分についてもうちょっと整理したほうがいいのかというふうに、私も思ったところもありました。その辺で、あとは内容的な部分については、その通りだなというふうな部分もだと思いますので、この辺も。成澤委員、今のところを修正というか、ちょっと言い回し変えてという形でいいですよ。

○委員（成澤明子） 回答に対して、3つ回答しているわけなんですけれども、その回答するわけというか、前段と後段で内容が同じような感じなので、何か後ろのほうが、後に書いたもののほうが具体的で分かりやすいかなと思ったので、それを前に持ってきたらどうでしょうかと思いました。

○委員（後藤眞琴） 僕は教育次長から聞いて、改めて議事録を見たんですよ。読んで、それで、最初、僕も請願のときにいろいろ資料を事務局から頂いた部分、読ませていただいたら、僕自身はかなりあいまいな部分、議事録を読み直してあったなということに気がついたんですよ。それで、こういうようなことどうだろうということで、教育次長と相談して、この素案を作るに当たっていろいろ教育次長から意見聞き、あと間接的には教育長の意見を聞いて、この3つ目のこれ、議事録を読みますと、美里町請願処理規則に準じてやろうというふうに、教育委員会の協議で決まっていらないんです。それで、議会の請願の取扱い、それにも触れて、どうしようかというところまでいかないで、あの請願の不適切とかいう取り扱いをしたんですね。その辺のところを最後に触れて、それでこの美里町請願処理規則と、美里町議会会議条例、美里町議会委員会規則、これも混同しちゃったんですね。最初から美里町請願処理規則、町の請願処理規則に準じてやればよかったんですけど。

- 教育長（大友義孝） 質問の1番目で、公正かつ適正に行われていることを立証する説明責任を果たそうとしないというふうになっていますね。ですよ。
- 委員（後藤眞琴） これもね、公正かつ適正にというのが、請願法にないんですよ。
- 教育長（大友義孝） ないです。だから、公正に、適正にというのが教育委員会の委員それぞれが、公正、適正、中立性をもって決めていることなんですよ。
- 委員（後藤眞琴） これがもう請願法にはないですけど、審議のもとになっているのはそれ。ですから、ここに……、これどこかに請願法の、教育次長、ありましたね、請願法にこういうふうに取り扱わなければならないというのは。誠実に処理するとか、それしかないですよ。（「それしかないです」の声あり）公正かつ適正にというのは、別な法律に、（「別な法律です」の声あり）それを向こうが（「引用している」の声あり）こういうふうな解釈で来ているわけなんですよ。請願の処理について、公正かつ適正っていうことは、それはもう何についても公正かつ適正にしなければなりませんからね。
- 教育長（大友義孝） だから合議体であって、採決をして決めているわけですよ。そこで不満があれば、私は挙手はしないと、意思表示になっているんですよ。合議体で決定ということなので、誠実にやっているということなる。手法の問題だけだと思うんですよ、これに関してはね。
- 委員（後藤眞琴） これ処理って書いてありますからね。
- 教育長（大友義孝） ただ、いろいろと前にも提出させてもらったと思うんですけども、教育委員会でも請願処理規則をつくられている教育委員会もあるわけですよ。何が違うのかといえば、大きく違うところは、書いてみれば分かるんですけども、一つは、請願申立人を意見陳述といいますか、それを来てもらって、その趣旨説明を受けるということがあるか、ないかということが、まず一つあったと思うんですよ。そういったところを規定するか、規定しないかは、教育委員会の中で規定をつくる時に協議をするということになるかと思うんです。もともと、準じるのは公正で、やっぱり適正な処理の仕方は変わらないわけですから、ですから、今までやってきた部分に関して、この公正、適正に行われていることを立証する説明責任を果たそうとしなかったということを言われているので、説明責任というのは、審議結果経過ということになるんだと思うんですよ。ただ、その分をどういうふうにして表現するかというのを、会議議事録しかないと思うんですよ。それで、先ほど読み取れないということで、この質問を来られたということですから、それを、質問を頂いても、私は、前に回答したとおりの回答しかないんじゃないかと、原則的にはです。そういうふうに思っていたところもあります

が、これは私の意見でございまして、皆さんのご意見を頂戴していかないと決まらないということ
ことです。

ここでちょっと休憩をさせていただきます。休憩に入ります。

休憩 午後4時22分

再開 午後4時36分

○教育長（大友義孝） 再開いたします。

本当に申し訳ございませんでした。

以上、学校教育専門指導員と青少年教育相談員、それから、特別支援教育専門員については
退席をしております。

それでは、回答になるんでございますが、これまで頂いた回答について、再度質問を頂きま
した。それについての素案を示させていただいているところでございますが、まず諮問の第1に
つきましては、これまで請願をどういうふうに取り扱ってきたかという部分について、①とし
ては、まだ本教育委員会については、そういった取扱いに関する規則は制定していなかったと
いうことです。②番目については、そういった規則を制定していないことがあったんだけど
も、請願法にはない書類の提出を求めたというところです。さらに、③としましては、美里町
で現在あります請願処理規則、それから、美里町の議会の会議条例とか委員会規則を混同して
いるとうこともあったということでございます。これは、そういったことを参酌しながらいろ
いろと協議に及んだわけでございまして、教育委員会は請願を誠実に処理しようと努めてきた
ところであります。請願法第5条については、いろいろと誠実に処理しなければならないとい
うことにされております。

今後、教育委員会につきましては、規則や規程の見直しを進める中で、できるだけ早くこう
いった規則を制定して、誠実な取り扱いをできるよう努めてまいりますというふうな部分での
回答ではいかがかということでございます。

この1つ目については、質問の1番目についての回答は、以上のような形で整理ができるの
かなと思うんですが、いかがですかね。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、次に、質問の2番目の部分です。

2番目の部分については、規則・規程を欠落という部分で頂戴している部分でございます。この部分には回答書のとおりではないのだ、ここに案を示しておりますが、これでよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 次に、もう一度点検してそのようにいたします。

それから、規定外の要求ということで、議事録の取扱いについて議論しなかったのはなぜですかという質問でございますが、これは、先ほどの、私の不適切な発言の部分にも関係することだと思えます。発言者については、勝手に解釈をした部分の話をここでしたということもございまして、先ほどから何度も出ておりますように、受け取り方、それから発言者の地位、そしてそれを聞いた受け取り側の解釈、そういった部分が本当にそうなのかという部分については若干すれ違いもあるだろうと。でもちゃんと発言しているということでございます。

ということで、このなぜそういったことを聞いたかという部分についても、いろいろと思いはあると思うんですけども、回答については案に示すところなのかなとは思いますが、そういった回答でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、もう一度ここを先ほどの修正部分も含めて整理をして、委員の皆さんにはもう一度見ていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、質問に対する回答ということでございます。これは教育行政に対する質問の部分で、回答の記載のない回答ということで質問がされております。この部分につきまして、まず、回答するかどうかという部分については、まだここで審議していなかったもので、どうしようかということで、委員の皆様方からご意見を頂戴したいというふうに思っています。

頂いたのが、一番最初が4月4日付のものから始まっているんですね。（「4月6日」の声あり）4月6日。そして、教育総務課長が状況報告で回答した部分です。そして、今回、この美教総第387号について、回答の記載がない回答についての質問を頂戴したということになっていきますね。それに対する回答をどうするかということですね。確認した経緯でございます。

一応回答するという事になれば、素案という部分もあることになっていきますけれども、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思うんですけど。これまではいろいろと回答してきたんですけど、どうでしょうか、回答しますか。

回答の記載のない回答というふうにして質問を頂戴したということです。5月29日付で回答しているものがあるんですね。これを頂戴したときに、送付したときに、回答が書かれていない回答というふうに、この方は取られたということで、質問をまた頂戴したというふうになるんですね。この辺はあれですか、先ほどと同じように一つ一つに項目的に丁寧に回答してくださいという部分のお話だったんですかね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） いらっしゃったときには、当然この文書まだ出ていないころでしたので、まず、出しているものですね、この請願のほうのものに対してはというようなところで受けているということで、その後、いらっしゃった後にこの8月6日に頂いているんですが、考えとしては、一つ一つにという意味があるということに捉えるというところなのかなと、あちらの思いとしてはですね。

○教育長（大友義孝） 休憩します。

休憩 午後4時45分

再開 午後5時34分

○教育長（大友義孝） 再開いたします。

申し訳ありません、休憩時間長くなりました。

では、ただいま協議をしていただいております団体からの質問の中の1つ目は終わって、2つ目でございますが、どうしても今まで意見を頂いた中でなかなか結論が見えないなという状況でございます。どうでしょう、委員皆様方、この辺を整理して、委員個々に整理をしていただいて、それを次の教育委員会で意見をまとめるという形にしてはどうかと考えますが、いかがですか。そういった方向で考えてもらったほうがいいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあそういうことで、申し訳ありませんが、その質問者に対しましては、結論が出ないので、ちょっと先に延ばしていただきたいという旨の報告をさせていただくということにさせてもらってよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、もう一つ、住民懇談会の参加の部分に関しましても、これもまた、今後どうい

ふうな形になるか分かりませんが、来月から議会があるので、日程もまだ決まっていないところがありますので、これは次回も同じように検討して、考えさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思いますが、では、日程第12を終了いたします。

その他

○教育長（大友義孝） その他に入ります。

その他、例規の全体的な見直しについて、この部分に関しまして青山主事のほうから説明を頂戴したいと思います。

○教育総務課主事（青山裕也） では、説明させていただきます。

その他、例規の全体的な見直しについてでございます。着座にて失礼いたします。

こちらにつきましては、まず6月に行われました教育委員会定例会でお話申し上げているところでございます。例規の全体的な見直しについても今後実施をしていきたいというところで、今回については正式な実施についてお話をさせていただいた次第でございます。

こちらにつきましては、改めて町長部局総務課文書法令係と連携しながら確実に進めていくというところで計画しているというところがございますので、改めての報告でございますので、よろしくご承知していただけると幸いです。

○教育長（大友義孝） 例規の全体的な見直しという部分についての関係ですね。

委員の皆さんよろしいですか、今の説明で、見直しをしていくよというところがございます。

次の、美里町立幼稚園の園則の改正についての部分説明をお願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、本件についてご説明申し上げます。引き続き失礼いたします。

こちらにつきましては、まず、事前に1枚物の概要、「幼稚園園則（平成18年美里町規則第17号）」の改正についてというところで、1枚物をお渡し差し上げております。関連資料としまして、本日、こちら、美里町立幼稚園園則の改正に係る関連例規集、インデックスをつけさせていただいて、配布差し上げております。

必要な部分については、その都度こちらから関連例規について何条であるかというところは説明差し上げます。

1枚物を、右上に地方自治法の名称が記載されているものがございますので、ちょっとこちら必要に応じてというところでご説明させていただきます。

では、ご説明差し上げるに当たりまして、まず、先ほど、冒頭申し上げました概要のご説明を簡単に差し上げたく思います。

まず、大きな番号を申し上げますと、1番から3番までございます。

1番についてまず簡単なご案内差し上げます。

まず、この記載のフロー、こちらに支給認定と入園申込という2つの区分がございます。これが、現行の幼稚園の入園に伴う事務処理の一通りの流れということで、記載のほうさせていただいております。

実は、本町につきましては、この実際行っている入園事務に照らし合わせ、改め例規状況を見直した結果、必要な修正が想定されたというところがございますので、そちらについて修正をしていくというところがございます。

支給認定と入園申込というところで、入園申込につきましては、従前のとおり、入園願書を保護者から頂き、事務局で受付けた上で委員会申し合わせて結果のほうを通知するという、一般的な流れになっております。

これに併せまして、上の支給認定というものがございます。こちらにつきましては、実は、平成27年度に従来の幼稚園と保育所、こちらに通う児童さんの1人当たりに必要な、要は保育、教育に必要な経費を、実は最終的には施設にお支払いするために児童さんが本当に保育ないしは教育が必要なのかどうかを調査認定しなければいけないという法律が、子ども・子育て支援法というもので施行されております。つまり、もう現行としまして、幼稚園に入園するためには、この認定を在住の市町村で受けた後に入園願書と併せて提出するというのが、今現行のとおりとなっております。

美里町におきましても同様というところがございます。

この前提を押さえさせていただいた上で、例規を一度ご覧いただきたいのでございます。

タグで申し上げますと、一番上の幼稚園園則でございます。これは現行のものを示させていただいておりますので、一度こちらのほう、簡単にお目通しいただければなと思います。

まず、この時点で、第4条の入園というところがございますが、まずこの入園、簡単に言えば入園をすることができる幼児さんに関する事項でございますが、まず大前提としまして、入園

できる幼児さんの条件、要件ですね、こちらに関して記述が全く見当たらないというのが今の現行規則でございます。そもそもとして、その町内外しかり、先ほど申し上げましたいわゆる認定が必要になるという点、この点について、今現行の園則については記載がないということでございますので、まず、こちらのほうが必要な修正であるというところが考えられます。

こちら踏まえまして、もう一度、大変恐縮ながら、概要のほうに戻っていただければなと思うんですけれども、大きなこちらの入園要件に照らし合わせまして、番号の大きな2番、改善点というところで、どういったところが主たる改善点として挙げられているかというところを順序だてて列挙させていただいております。

まず、先ほど申し上げた入園の要件、これは、必須というところで、想定はしております。もちろん入園があれば退園というところも同様の部分であると考えられますので、そちらのほう。あと、こちら既に現状、幼稚園ないし保育園の入園を考えられていらっしゃる保護者の手続きのところなんですけれども、ただ、管外の児童さん、簡単に言うと町外のお子さんを町内の幼稚園ないしは保育所で預かることができるというところ、これは実際、逆もあります。この下に記載のものがそちらでございますが、要は、町内のお子さんというのは町内の施設でないと必ず預かってはくれないという現状ではございません。広域で入園の協議をするというところは、今現行の制度上は可能でございますので、そちらについて、現行の園則のほうでは、その例規等もない状況でございましたので、現行に照らし合わせて、新たに明確にしていこうというところで、そういう点はしております。

こちらを行う事務に関しましては、保育所では町長部局のところでございますが、こちらのほうが先行して、そちらの内容を盛り込んでいるという現状でございます。そこをご覧いただきたいところございますので、先ほどお話差し上げました例規集のところ、こちらで一度、一通りご覧いただきたいところございますが、まずタグの上から4つ目、美里町立保育所入所等規則ということでございます。こちらにある程度内容は照らし合わせていて、整合性を図るということで考えてはおります。今こちらの規則の中では、入所の申込というところの、要は事務手続的なものについては第3条、対象となる児童については第2条で明記しております。特に先ほど申し上げた入園できるお子さんの要件がなかったというところにつきましては、こちらの規則第2条のほうで、こちらですと保育所に入所できる児童は美里町内に居住している者、または本町に転入することが確実な者で、美里町保育の必要性の認定等に関する条例3条各号のいずれかに該当する者と記載しております。

内容につきましては、どうしても保育の必要性というところで、幼稚園でも保育が必要なん

ですかという話になってしまうと思うんですけども、こちらについては、保育の必要性というのが、単純に申しますと、まずあるか、ないかというところの判断から始まります。そうしますと、実際、教育が必要なお子様というのが、まずこの保育の必要性がないというところから認定が始まる場所でございますので、この条件に基づく認定の要件としては当てはまるという解釈です。

また、入所できる児童、美里町内居住している者または本町に転入することが確実というところで明記をしております。これですと、いかにも、町内の方しか入れないというような表記になっておりますが、同規則の第10条をご覧くださいれば、これはあくまで保育所の要件の照らし合わせでございますが、管内の施設において、当該市町村に住所を有する保護者の児童を町内の保育所に入所させることについての協議があった場合において、次の各号いずれかに該当するときは、当該児童を入所させることができるというような記載があります。

前提としては、まずは町内のお子様を入園できるように努めてまいると。ただ、町外におきましては、該当市町村からの協議において、その要件に照らし合わせた上で、例えば、実際に幼稚園が今入所できるかどうか、その定員が満たされているか、先生方も受け入れられる人数であるかと、総合的判断の上でそちらの協議結果として判断してまいるというところの内容も含めておりますので、このような形で、要は町内のお子さんと町外のお子さんに関しても協議という形であれば、全く受け入れられないということではないというようなところを、現行のところ近づけて改正していくというふうには考えております。

もう一度、大変恐縮ですが、概要書のほうに戻っていただきたいところがございます。

今申し上げたことにつきましては、大きな2番、上から4つの箇所でございます。

その他文言等のところは、最終的に改めて確認しまして、現行制度、現行法に照らし合わせて、適切かどうかというところを再度見直して参る次第ではございます。

なお、こちらの改正に伴うところで、園則につきましては、教育委員会部局で管轄しておりますが、先ほど申し上げました、いわゆるお子さんの認定であったり、この認定を行うことで、そのお子さんを預かっていた施設、これは町内外問わずなんですけれど、施設によってはそのお子さんに必要な経費を補助金という形で給付をするという現行制度でございます。なので、実際この給付をする上での支給、こういったものが今の現行制度ですと町のほうでは条例ないしは規則、こちらにうたっているところがございます。

こちらにつきましては、大きな3番にうたわせていただいております。4つ挙げさせていただいておりますが、こちらについては町長部局の管轄に既になっているというところござい

ます。

特に、保育の必要性の認定につきましては、こちらが条例で定まっているところでございます。詳細説明は割愛させていただくんですが、例規集のところに保育の必要性の認定等に関する条例というところでインデックスはつけさせていただいておりますので、参考までにお目通しいただけると幸いです。

あと他の3つの項目につきましては、現状は町長部局の管轄であるところを踏まえまして、実際そのうちの幼稚園に関わる部分、簡単に言うと教育施設として該当する部分については、教育委員会の事務を使うところでございますので、考え方としては町長の権限になっている事務の補助執行という形で事務局職員が行えるよう、これは担当が総務課になると思いますので、そちらとの協議を行っていききたいということでは考えております。

また、協議していくというところを今お話申し上げたのが、実は別紙で、こちら1枚物、本日配布差し上げたものがあるんですけど、地方自治法の第180条の2というところ、こちら参考資料ということで、一部だけ抜粋させていただいたものでございます。この第180条の2というところで、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会または委員と協議して、普通地方公共団体の委員会の委員長、教育委員会であれば教育長、委員もしくはこれらの執行機関の事務を補助する職員もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、またはこれらの執行機関の補助する職員もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会または委員については、この限りではない。今、申させていただいたところに、委員会または委員と協議してという部分が地方自治法にこちら明記されています。この件につきましては、町長部局でも協議をした上で、最終的には現行規則に反映できるように考えておりますので、その調整というところも併せてご報告したいと思いますので、その点、併せてご承知いただくと幸いです。

内容につきましては以上でございます。

○教育長（大友義孝） これからだよということですね、結論はね。（「はい」の声あり）

今、関連法令等々があるんだけど、今の幼稚園も園則の中では網羅し切れていない。だから、実態に合わせてそれを改正していきますよということの説明だと思います。

これが、実際今度は町長部局、調整が整って、案としてできたときに、議案として出す前に委員の皆さんにもう一度説明してもらったほうがいいと思いますね。そのほうがいいですよ。ただ、一番目のこの支給認定と入園申込が、支給認定証を添えて願書を出すということですよ。

ね。（「通常そのような事務としております。」の声あり）そこも下のほうに、幼稚園の運営についてはから3行目なんだけど、「支給認定申請書」というのがあるんだけど、支給認定証と、（「本当ですね、支給認定証でございます」の声あり）申請はいらないよね{「そうですね、申請は頂いておりますので」の声あり} こういった部分の改正が、今後やっていきますということになりますので、まずご承知おきいただきたいと思います。

○委員（後藤眞琴） これもらった資料を、今日、ちゃんと見てないんですけど、関連例規集を見て、これ、園則、今見たら、ほとんど何も書いてないんですよ。書いてないのに、支給認定ということ、これ、支給認定申請書を出させているんですよ。ずっとね。

○教育長（大友義孝） これは今まででなく、去年から。支給認定申請書、去年の10月から。

○委員（後藤眞琴） これ、青山主事は来たばかりでね、大変苦しい説明だろうと思うんですけど、ちゃんと改正しなければならないものを改正しないでやっているんですよ。それを遅ればせながら改正しますよという説明ですよ。これはその保育の必要性の認定、3番目のところ、これ、幼稚園に保育を入れてきたわけですよ。そのときに、きちっとこの幼稚園の園則を改正しなければならないのを、勝手に、言葉悪いんですけど、かなり担当者が恣意的にやってきたわけですよ。それは、どこにもここの保育所の入所等に関する規則、これに準じてやってきているんですよ。（「これに準じて行っております。ただ、幼稚園の部分が、どうしてもこれだと保育所だけの話になってしまって、同じような内容が幼稚園のほうにも、実際事務行っている部分があります。」の声あり）それを教育委員会に報告して了承された上で、この幼稚園の園則を改正しなければならないものを忘れちゃったのね。ずっとやってきたということですよ。それで、今度この保育所の入所等に関する規則に抵触しないように、園則を考えて、幼稚園の規則を考えていきますよというだけのことですよ。青山主事来たばかりに苦しい、いろいろ説明されてますけど、要は今までやっていなかったことをやらなければならないのに気が付いたというところですよ。これからよろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） あといいですか。

あとは改正するときには内容説明をしっかりとさせていただくということになるかと思います。よろしくお願いします。

続きまして、行事予定等ということであるんですが、行事予定につきましては、1枚物の紙があると思いますので、それをご覧ください。そして、9月の教育委員会の定例会の開催日なんですが、ここでお諮りをさせていただきます。議会のほうが連休近くまでかかるということもありまして、告示をする部分と、教育委員会の告示をとかいろいろ考えてみますと、一番最

初にやれる日が9月の28日なんだろうと思っているところです。9月の28日の午後1時半からでいかがかということなのですが、（「これ何曜日ですか」の声あり）月曜日です。いかがでしょうかね。（「大丈夫です」の声あり）一応予定は9月28日の月曜日1時半からということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、ここには、その他の案件には書いてはいないんですが、あと2つちょっとあるので、まず、藤崎課長補佐のほうから報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 今月、教育委員会に関わる寄贈と、それから寄附がありましたので、報告させていただきます。

資料はこちらのカラーで印刷されたもの、3枚物の資料です。

こちら、三和工業というところから10台、8月17日に寄贈いただきました。この10台の内訳につきましては、9台が各学校に1台ずつ、小中学校に1台ずつ、残りの1台は教委にということでした。足踏み式アルコールスタンドということで、2枚目のほうですね、広報の記事、9月1日号になります。こちらの記事に載せさせていただくことになりました。こちら、名称につきましては、一般的に使われている名称で統一させていただきました。本来であれば、寄贈されたときは、自社ブランドの製品名、そういったもので寄贈をいただいたんですが、アルコールスタンドということで一般的にしたということで、それで広報に載せさせていただいたということになります。

それから、こちらの資料の3枚目になります。

記事は、真ん中の下のほうになります。第一生命保険株式会社仙台総合支社小牛田営業オフィス様というところから3万円いただいたところになります。こちらにつきましては、子供たちのためにということでありまして、町内に小中学校に通う子供たち、幼稚園、保育所に通う子供たち、そういったものを含めまして頂いたものになります。

以上です。

○教育長（大友義孝） 以上、寄贈いただいたり、寄附をいただいたりした部分の報告でございました。ありがとうございます。

では、休憩時間も入れないで大変申し訳ありませんが、最後にもう一つだけ、報告と申しますか、お話をさせていただきたいと思います。この2つの関係です。

1つは、児童館の事業運営の検討会、それから、放課後児童クラブの事業ということで、2つの部分がございます。まず、皆さんにご承知おきいただきたいのは、児童館という部分と、児童クラブという部分は違うんだということをご認識をいただきたいと思います。児童館につ

いては、18歳に到達する前までに満たない者ですね、18歳に満たない者が児童福祉法で定められている理念に基づいて利用するのが児童館です。もう一つ、放課後児童クラブの事業、こちらのほうにつきましては、小学校1年生から小学校3年生まで、特別の事情があるときは4・5・6年生も放課後児童クラブを利用できるというものでございますので、対象者が違うという部分です。そこで、児童館運営のほうの検討を、資料を見ていただきますと、町内には今4つの児童館があります。こういった部分の利用状況とかそういったものを、今検討をさせていただきます、後ろから2枚目のところに児童館の統合案という部分が今現在考えられております。これをどういった形で進めていくかということ、今、議論の対象になってきますので、この資料を一度お持ち帰りいただきまして、内容を確認をしていただきたいというふうに思うところです。

これに連動しまして、放課後児童クラブのほうですが、児童館を使って放課後児童クラブを開催しているところと、学校をお借りして児童クラブを運営しているところがあるんですが、こちらのほうについても、利用状況を示したのが3枚目、そして検討をしなくてはならない状況にきていますので、こちらもどういうふうな形の検討をしたほうがいいのかという部分を含めて示させていただいておりますので、もうちょっと時間があれば細かく説明はさせていただくつもりでしたが、こちらのほう、まず今日は資料を見ていただきまして、次回以降、この検討に教育委員会としても学校との関係もあるものですから、どうしても協議調整が必要な部分が出てきます。そういったことを踏まえて、協議をさせていただきたいと思っておりますので、まずはこの検討資料をご一読いただければということで示させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○委員（後藤眞琴） 検討するというのは、簡潔にどんなことを検討するんですか。

○教育長（大友義孝） 例えば、児童館を統合するということ、統合をして、そうすると、児童館を統合すると、児童クラブを開設する場所が変わってくるということですね。それと、全国的には小学校1年生から6年生まで児童クラブを利用してもらうような考え方を示さなくてはならない。そういったことの検討です。したがって、場合によっては、児童館の新設、今あるところを、老朽化している場所もありますので、それを利用中止にして新たにつくることも検討の一つに入ります。そういったことがありますので、もうちょっと細かく説明をさせていただく場面が今後出てきます。大きく言いますとそういう検討でございます。

○委員（後藤眞琴） これは、その今の児童館とか運営しているのは、町ですよ。これを民間にとかいう考え方。

○教育長（大友義孝） それも含めていただく。検討の一つ。（「も一つですね」の声あり）そのとおりです。

児童館統合の考え方という部分も資料を見ていただきますと入っていますので、どうぞ、まずはご覧いただきたいという部分ですので、よろしくをお願いします。

この資料、今日お上げしたばかりなので、なかなか把握し切れないと思いますので、一回見ただいて、ご質問等も頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございました。その他の案件もちょっと長くなりましたが、ありがとうございました。

以上で協議事項、その他案件終わりましたが、そのほかは特にはないですね。

長時間になってしまいました。日程は以上で全部終了いたしました。これをもって令和2年8月教育委員会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後6時08分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年9月28日

署名委員

署名委員
